

**改正**

令和4年3月28日告示第42号

那須塩原市オフィス整備費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、オフィス整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

**第2条** この補助金は、ワークライフバランスの充実及び多様な働き方の促進のために、市内に本社を移転し、又は本社以外の事務所を開設する企業に対し、これらの整備に要する費用の一部を補助することにより、企業の誘致を図り、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

**第3条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 企業 法人又は個人事業主をいう。
- (2) 事務所 サテライトオフィスを含む、主として企業の事務を行う場所（物の生産又はサービスの提供が主として行われている場所（以下「事業所」という。）は含まない。）をいう。
- (3) 本社 企業の意思決定を行う機能及び企業の各事業所、各部門又は企業内活動を統括する機能を有する事務所をいう。
- (4) サテライトオフィス 企業が拠点事務所から離れた場所に開設する遠隔勤務ができる通信機能等を整えた事務所をいう。
- (5) オフィス 本社又は事務所をいう。
- (6) 物件 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物又はその一部をいう。

(補助対象者)

**第4条** 補助金の交付の対象とする企業（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本社を有していないこと。
- (2) 市内の物件を所有し、又は賃借する者であること。
- (3) 前号の物件を用い、本社を移転する者、又は市内に事務所及び事業所を有していない者で

あって本社以外の事務所を開設するものであること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 市区町村が賦課する税を滞納していないこと。
- (6) オフィスとして開設後3年以上運用することを誓約できること。
- (7) オフィスの開設に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法その他の関係法令に違反しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としないものとする。

- (1) 貸金業（貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業をいう。）を行う者
- (2) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第22項に規定する商品先物取引業を行う者
- (3) 連鎖販売取引（特定商取引に関する法律（昭和5年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。）、訪問販売（同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。）、電話勧誘販売（同条第3項に規定する電話勧誘販売をいう。）その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを経営に関与させている者
- (6) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の目的に照らして適当でないと市長が認める者  
(補助対象事業)

**第5条** 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の物件を活用して実施するオフィスの開設に係る事業とする。

(補助対象経費)

**第6条** 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の補助対象経費は、当該物件に補助対象事業に供する部分と補助対象事業以外の用に供する部分が存在する場合は、双方を領収書等で区分しなければならない。ただし、区分することが困難な場合は、延べ床面積で按分した経費とする。

3 第1項の補助対象経費は、補助対象事業に充てるため、国、地方公共団体、商工会等からの補助金その他これに類するものの交付を受ける場合は、その額を除いた部分とする。

(補助金の額)

**第7条** 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切捨てた額）とし、100万円を上限に、予算の範囲内において交付する。ただし、オフィスを那須塩原市立地適正化計画内に定める都市機能誘導区域内に開設しようとする場合は150万円を上限とする。

(交付の申請)

**第8条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、オフィス整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業に着手しようとする日の30日前までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) オフィスの整備に要する経費の見積書及び明細書の写し
- (3) オフィスの整備を行う物件の所有者を明らかにする書類
- (4) 申請者と整備を行う物件の所有者が同一でない場合にあつては、当該物件の賃貸借契約書の写し
- (5) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (6) 法人にあつては登記事項証明書、個人事業主にあつては開業等の届出書の写し又はそれに類するもの及び身分を証明する書類の写し
- (7) 申請者の市区町村が賦課する税を滞納していないことを証する書類
- (8) 補助対象経費にこの告示以外の補助金等が交付される場合は、その内容が確認できる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

**第9条** 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して1月を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、オフィス整備費補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) オフィスの整備に係る領収書の写し
- (2) オフィスの整備前後の写真
- (3) オフィスの整備の経過を確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(開設の届出)

**第10条** 交付決定者は、オフィスを開設したときは開設した日から14日以内にオフィス開設届出書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

**第11条** 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) オフィス開設届出書に記載したオフィス開設日から起算して3年以内に、当該物件を自らのオフィスとして活用しなくなったとき。
- (3) その他市長が不適切と認めたとき。

(書類の整備等)

**第12条** 補助対象者は、規則第20条第1項の証拠書類のほか、備品台帳又は財産目録を整理保管しておかなければならない。

2 規則第20条第1項の証拠書類及び前項の備品台帳又は財産目録を保管しておかなければならない期間は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度終了後から3年とする。

(財産処分の制限)

**第13条** 規則第21条ただし書の市長が定める期間は、3年とする。

2 補助対象者は、補助対象事業により取得した財産の処分に関し承認を受けようとするときは、規則第21条の規定により、オフィス整備費補助金に係る財産処分申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による提出があったときは、処分の承認又は不承認を決定し、オフィス整備費補助金に係る財産処分(承認・不承認)通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(その他)

**第14条** この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(補助金の見直し)

2 市長は、この補助金の交付の実施について、令和3年4月1日から3年を経過する日までに、その運用状況、効果、必要性等を検証し、見直しを行うものとする。

附 則 (令和4年3月28日告示第42号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第6条関係)

補助対象経費	経費の種類
整備費	オフィスの開設に係る改修及び改築に要する経費並びに附帯設備の設置に要する経費 (1) インターネット環境整備費 (2) 電気・電話配線整備費 (3) 給排水設備整備費 (4) 照明、空調、セキュリティー関連機器等整備費 (5) 壁面等固定式パーテーション等の設置費 (6) 耐震改修費 (7) 駐車場整備費 (8) その他事業活動に附帯して必要な建物・設備の整備費
備品購入費	オフィスに必要な物品の購入に要する経費 (1) 事務用備品購入費 (2) 通信機器購入費 (3) 電算機器購入費 (4) その他事業活動に直接必要な物品購入に係る経費
その他の経費	その他のオフィスの開設に係る経費 (1) 事務用品等運搬費 (2) 調査設計等委託に係る経費

	(3) その他市長が特に必要かつ相当と認めた 経費
--	------------------------------